

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
1	01松江	06_障がい施策	02_精神保健	精神障がい者への交通費助成について	<p>松江市では精神障がい者の交通費が半額と聞いているが、市町村によって対応が違うのだろうが、安来市はそのような制度はないように思う。</p>	<p>障がい者の方については、身体、知的、精神共に手帳制度がある。その手帳を所持しておられることによって、交通費の助成、割引を受けたり、NHKの受診料の減免、税の減免などの助成が受けられる。精神障がい者の方については、入院とか通院で治療しておられる数でいうと、だいたい2万5000人くらいであるが、そのうち手帳をもっておられる方が4千5～600人くらいという状況。必要な助成を受けられるためにはまずは精神障がい者保健福祉手帳を取得していただくことが大事。</p> <p>そう申しても、それぞれの手帳ごとに割引の制度の対象が異なり、JRとか飛行機については精神障がい者の割引はないという現状で、全国一律の交通機関であるので国で検討される必要があり、国にお願いをしていきたいと思っている。</p> <p>県内にも様々な交通事業者があるわけだが、島根県旅客自動車協会に対して、精神障がい者の皆様のご要望を受け、県としても制度を設けていただけないかと働きかけをしてきている。昨年は一畑バス、市営バス、石見交通のバス事業者のご協力を得て、精神障がい者の方のバスの割引が実現した。安来市と松江市の取り扱いについては、安来市は市で運行している広域バスの運賃の割引制度が設けられており、松江市ではタクシーの利用について助成制度が設けられている。それぞれの市町村で制度の違いがあるということは確かだ、こうしたことについては、市町村での交通機関の運行状況や地理的な状況が異なるので、基本的にはそれぞれの市町村で地域の実情に合わせた障がい者の方に対する支援、助成を行っていただくのが一義的なことだと考えている。</p> <p>また、交通費以外に、医療費の助成についても以前から何っており、福祉医療制度のところで精神障がい者の方を対象にできないかという方向で市町村で検討をしているところである。</p>	<p>障がい者の方への交通費助成については、市町村ごとに交通機関の運行状況や地理的状況が異なるので、基本的には市町村で地域の実情に合わせた支援、助成が行われることが望ましいと考えている。</p> <p>県としては、福祉医療費助成制度の見直しをし、平成26年10月1日から制度対象に重度の精神障がい者の方を加えることとし、医療費の負担を減らす形での支援を行っていく。</p>	障がい福祉課	やすぎ地域家族会	7月30日
2	01松江	06_障がい施策	03_障がい児者支援	療育手帳について	<p>昨年もこの公聴会で意見をしたが、再度認識面でお願いしたい。</p> <p>知的障害のある子どもに療育手帳が交付されているが、子どもが小さい時に療育するためのものと認識していたが、子どもが成人しても療育という言葉が使われている。この手帳は、殆ど交通費などサービスを受けるための手帳であり、他県ではみどりの手帳と名称を変えている。殆ど成人が利用しているにも関わらず、島根では療育手帳という名称がそのままである。使う側の意見を聞いて、県単位で変えることができるかと聞いている。また、手帳の中には、写真を貼る、身分を明かす、保護者の記録とか受けた治療の記録といった個人情報記載されており、それを常に持ち歩くようになっていく。保護者の記録など止めて、サービスを受けるため本人の証明をするだけの簡素化したものにしていただきたい。</p>	<p>ご意見のとおり、療育手帳は法律で定められたものではなく、国の通知に基づいて各都道府県が判断をして交付しているもの。当然、サービスを受けるためのものもあるが、一方で知的障がいの方に対して一貫した相談を行うということも含めて、助成、援助、措置を受けやすくするというところもある。そうした中で現在手帳については顔写真とか名前、それから障がいの程度を記載する部分と相談の記録を記載する部分がある。相談の記録を書く部分については、去年もお話したが、相談支援ファイルという取り組みが各市町村で始まっており、この部分と重複するところもあるので、相談支援ファイルを使っておられる方については、相談支援記録の部分は使用されなくて良いと去年も申し上げた。そのあたりは臨機応変にご本人なり親御さんなり、必要ないということであれば相談支援ファイルをもって代えていただければと思う。手帳の名称について、これについては必要であれば対応していきたいと思うが、このご意見をいただいているのは松江の育成会さんだけであり、県全体の育成会の場合でも議論を深めていただきたいと思っている。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江手をつなぐ育成会	7月30日
3	01松江	06_障がい施策	03_障がい児者支援	ペアレントメンター等について	<p>ペアレントトレーニング・ペアレントメンターという言葉は最近よく使われている。これは、障がいのある子の先輩の親が、いろいろ勉強して、障がいを告知された親に教えてあげる、正しい情報を伝えてあげるものであるが、そのため先輩の親御さんが正しい情報を得るための講座を島根県で取り組んでいただいたことは画期的なことだと思っている。この講座を受けた方が県内でどのように活躍されているか、ペアレントトレーニングの昨年度の取り組みを教えてください。</p>	<p>ペアレントメンター・ペアレントトレーニングの活動は、平成23年度から発達障害者支援体制整備事業の一環として県でも取り組んできている。メンターについては現在県内で10名の登録をいただいている状況。昨年度は地域の方の連絡会とフォローアップ研修をそれぞれ1回ずつ開催した。今年度は、メンター養成講座を設ける予定にしている。せっかく養成したのに活用が不十分というご意見もいただき、そういう反省を踏まえ、今年度はペアレントメンターコーディネーターという方を1名配置する予定にしており、コーディネーターを通じて、市町村、相談支援事業所からの情報を、メンターの方と当事者の方とへ仲介していただく仕組みを設けたいと思っている。</p>	平成25年度1名配置した	障がい福祉課	松江手をつなぐ育成会	7月30日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
4	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	サービス事業所について	障がい児のサービス事業所が増えているが、障がい児の将来を見据えたサービスを提供しているか。ただ預かっている、お金儲けに走られている事業所が多い。親は一生懸命考えて勉強会も行っている。事業所の方、それに携わる県の方、障がい児の将来を真剣に考え、支える事業所になるよう、県の方で再度チェックを願う。また、チェックの仕組みとして親の会を活用することもあるのではないか。	福祉サービス事業所等のチェックの仕組みについて、障がい児に対する通所支援サービスは、去年から児童福祉法に法律が変わり、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援という事業が始まっている。23年度末に島根県内においてそういったサービスを提供する事業所は19であったが、今年の6月現在では33事業所に増えている。各事業所においてはそれぞれサービスレベルの向上に努力されていると思うが、中にはまだ未熟と言わざるを得ないところも見受けられる。各事業所の透明性と適正化を保つためには運営規定などの重要事項について、契約の際に事業所と保護者の方で十分に話し合いをしていただくことが必要だと思うし、その後についても利用者の方が苦情等の窓口を事業所に設置してもらうことが必要だと思っているので、そうしたことについてはそれぞれの事業所への指導監査とか実地指導を通じて定期的に指導していきたいと考えている。 また、事業所のチェックに関して親の会さんの方から協力するという積極的なご提案をいただいたが、指導監査や実地指導ということになると、個人情報の問題、最終的には行政処分の可能性もでてくるので、こういったことは行政サイドで責任をもって行う必要があると思う。事業所の不正とか不適切な処遇にお気づきの場合はその都度市町村の担当までお寄せいただきたい。そのうえで法に基づいた適正な対応を行っていきたいと考える。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市手をつなぐ育成会	7月30日
5	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援について	とりわけ高校卒業後の若年層の障がい者の就労支援に、障がい者の立場に立って、県独自に「できること」を掘り起こし尽力いただきたい。具体には、就労者が、どれだけの期間の訓練(サービス)を受けてきたか就労支援の実態を把握し、可能な限り公表を願う。また、就労を支援している就労支援事業所の就労実績を公表いただきたい。障がい者とその保護者にとって、進路選択は大きな悩みである。制度的には、選択肢も増え、途中で方向も変えることが容易となったが、そのためには「正しい情報」と「豊富な情報」が必要である。しかし、現状では、どんな障がいの方が、どのような訓練(期間も含め)を経て、どんな仕事に就いたのか知る手段がない。結果的に、先行きの不安だけが増し、就労や自立に向けたチャレンジにブレーキがかかる構造ができている。障がい者の就労と自立を積極的に進めようという気持ちがあれば、行政だからこそ「できること」はたくさんあるはずだ。	就労支援については、施設から一般就労への支援を障がい者施策の中で進めている。支援を通じ、対象者の年齢、性別、出身地、どこの施設からどこの支援機関を経てどういった業種のところへ就職されたのかといった情報を、県は掴んでいる。近年、一般就労される方は毎年100人程度おられるが、そういった方々の情報収集、情報提供については、利用される方が安心して事業所を利用するという面で必要だと考えているので、どういった情報が必要でどういった方法で提供するかということについて、今後いろいろ意見を聞かせていただき、検討させていただきたい。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市手をつなぐ育成会	7月30日
6	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	障がい者の雇用について	県のステップアップ雇用は、その段階の役割は終わったのではないか。常勤雇用に向け次のステップに踏み出していただきたいと昨年も意見をだした。また、県の外郭団体で障がい者を有期契約で雇用しているところが多いが、早急に実態を把握し対策をとられたいと、昨年度要望したが、障がい者を3年で雇い止めしないよう制度改革をおねがいしたい。	県庁の方で行っているステップ雇用についてのご意見をいただいた。ステップ雇用の役割は終わったのではないか、経過を把握したうえで見直すべきものは見直していくべきではないかというご意見で、私共も謙虚に受け止めさせていただきたいと考えている。私共の方でステップ雇用のワークセンターから巣立って一般就労をされた方が何人もおられるが、就職された職場の方から、非常に報告、連絡、相談といったことがきちんとできるという評価をいただいているところ。一人ひとりの就労支援はその対象者の特性、もちろん生い立ち、家庭環境などを把握したうえで支援方法などを考えており、支援については時期をみて私共の職員が家庭訪問をしたり、保護者面談をしたりといったことも行っている。それと職場の方では、職員に向き合い、服装とか、仕事の状況、雑談の中からもいろいろな変化を見出してきめ細かい支援をして、就労支援にはなかぼつセンターや職業センターなど専門的な支援機関のご協力もいただいているので、地域でお世話になる施設とも情報交換を行いながら支援が途切れることがないように配慮しながらステップアップにつなげればと考えている。それと最近はいろいろな社会支援があるが、社会支援につながっていないという方もおり、まだまだニーズがあるのでとと考えており、より多くの方を受け入れていくためにも3年という期限の有期雇用をすることが現状必要ではないかと思っているのでご理解、また、今後もアドバイスをお願いしたい。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市手をつなぐ育成会	7月30日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
7	01松江	06_障がい施策	01_自立支援関係	グループホームについて	<p>障がい者の自立を進める取り組みとして、グループホームなど障がい者が必要な支援を受けながら地域で暮らすためのサービスがある。しかし、昨年、全国で相次いだ入居施設での火災・死亡事故を受け、県下でも障がい者グループホームなど入居施設に対する規制が強化されているようだ。もちろん、火災などから尊い命を守るために、防火壁の設置などハード面での基準の整備。徹底は必要である。しかし、そのことがグループホーム建設の足かせになり、結果として障がい者が普通に地域で暮らすことを阻害しては、本末転倒ではないかとも思う。この難題に県として積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、現実の問題として、松江では消防署からの強い意見があり、既存の建物を利用、改修してのグループホームは作れなくなっている。ただ、他市では消防が強く言われなくて、既存の住宅を改造したグループホームが作れる状況にある。いろんな部署でアイデアを出し合って欲しい。我々も、障がい者はもちろん、まちづくりをしていく人、住宅建築を担っている人、不動産を斡旋している人たちと、この問題に取り組んでいきたいと考えているので協力をお願いする。</p>	<p>今年の2月に長崎県の認知症のグループホーム、新潟県の障がい者のグループホームで相次いで火災事故が発生し、グループホームの防火対策が近年注目されている状況。</p> <p>県でも、障がい者の方が地域で普通に暮らしていただくということでグループホームの整備については積極的に取り組んできているが、安全対策は必要だが、規制が強くなると町中でグループホームの整備が進んでいかないのではないかとご意見だと受け止めている。</p> <p>私共もこの強化対策につきましては、消防法等に基づく安全基準はきちんと確保される必要があると考えている。障がい者のグループホームについては、275平米以上のものについてはスプリンクラーの設置義務があるが、275平米未満の小規模なグループホームについては、消防法上の設置義務はない。しかし、こうした痛ましい事故を受け、小規模のグループホームであっても設置者の方でスプリンクラーの整備をされる場合は国の補助金の対象となったので、私共としては積極的に整備していただけるように働きかけていきたいと考えている。</p> <p>また、建築基準法上の用途でグループホームを一般の住宅として位置付けるのか、寄宿舎として位置付けるのかで防火基準の厳しさが異なるということがある。現状については寄宿舎に位置付けると法律上の取り扱いになっているが、この寄宿舎に認定をされたことでそのグループホームが閉鎖に追い込まれるということは聞いていない。ただ今後新たに町中に作る場合にはご懸念のような問題は起こり得ると考えている。この件に関しましては土木部の方で今検討しており、話を聞くと中四国関係の状況を踏まえながら検討しているということなので、私共としては安全確保と障がい者が町中で自立生活が送られるような両方の観点からバランスのとれた取り扱いになるよう関係機関と研究をしていきたい。</p> <p>また、地域で取り扱いが違うということを、今日初めて伺ったが、消防法、建築基準法、行政の分野を超えたところでいろいろ調整するところもあると思うので、関係機関、分野を超えたところの情報共有をしながら、方向性が見いだしていけるよう研究していきたい。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	松江市手をつなぐ育成会	7月30日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
8	01松江	06_障がい施策	06_バリアフリー	あいサポーター研修について	<p>島根県のあいサポートメッセンジャーとして研修会で講演をしている。研修に参加されている方々は、自分自身のことについて聞いておられない気がし、明日は我が身、自分自身が障がい者になるかもという気持ちで聞いておられない気がして残念に思うことが多い。右から左に聞き流しているのではと思うが、県として、市に対してどのような助言・指導をしているのか。</p> <p>また、児童虐待や障がい者虐待について、第三委員会の立ち上げを希望する。個人アドバイザーとして自分もその中の一人として手伝わせていただきたく思う。行政ともタイアップして啓発活動に取り組んでいただきたい。それから、施設内の苦情問題についても、どのように考えておられるかお聞かせいただきたい。</p>	<p>あいサポート運動、一昨年4月から取り組みを始め、今年5月末現在で1万746名のあいサポーターを登録している状況。県民運動として県と県社会福祉協議会、市町村の社会福祉協議会で一緒になって取り組んでいる。市町村でもこれに呼応してチラシづくりに取り組んでいただいているところもあると思う。特にこれまで県が市町村に対して何か指導とか助言をするといったことはしていないが、心のバリアフリーの問題というのは、障がい者施策はあるなかで、最も重要なことだと考えており、今後ともこの運動の気運を盛り上げていきたいと考えている。障害者総合支援法に基づいた事業市町村の地域生活支援事業という事業があり、この中で障がい者理解の普及啓発の取り組みができるということになった。それを活用して市町村でも障がい者理解を深めていただくように今後お願いをしたいと考えている。</p> <p>2点目の、児童虐待や障がい者虐待について第三者委員会の立ち上げについて、障害者虐待防止法が昨年の10月1日から施行されている。養護者による虐待、施設従事者、企業の使用者と大きく3つの類型があるが、虐待の通報の窓口を障害者虐待防止センターにということで全市町村に設置し、使用者による虐待の通報の窓口を市町村と県両方に設置したところ。養護者による虐待の場合は市町村で一義的に対応していただいて、福祉施設の従事者については指導権限をもっている県が対応する、使用者の虐待については指導権限をもっている労働局に報告をし、対応を求めるという仕組みになっている。こういう指導窓口の設置については新聞等で広報している。そうした窓口の設置と、県では窓口が適切に利用されるように市町村や福祉関係者等に対して障がい者虐待防止・権利擁護研修を行っており、難しい判断、専門的な判断を要する虐待事例もあるので、障がい者虐待専門職チーム派遣事業で対応できる体制をつくっている状況。第三者委員会の関係は、現在虐待防止法の枠組みの中に第三者委員会はないが、他県でもいろいろな取り組みをしておられるようなので、そういったことも調査しながら本日いただいたご意見を参考にして体制の充実を図っていきたい。</p> <p>もう一点、施設内での苦情に関して、施設、事業所の運営上、苦情については一義的には施設や事業所で適切に対応していただくことにしている。苦情処理体制の一つとして各施設の中に第三者委員を設けていただくよう働きかけている。県に直接要請のあった苦情については施設への事情聴取とか、定期監査で現地確認をし、緊急的なものについては立ち入り調査を行い適宜指導を行っている。またケースによっては改善勧告を求めるとか、改善命令、指定取り消しといった行政処分を行うこともある。施設の方でも第三者委員を設けていただいて、外部の助言を取り入れながらより効果的な施設運営をしていただく。そのことで虐待を未然防止することが重要だと考えている。本日のご意見を参考にしながら、引き続き施設指導を通じて設置を働きかけていく。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	障がい児者福祉支援サポートの会	7月30日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
9	02雲南	06_障がい施策	06_障がい者団体	身障者協会への会員募集	<p>会員の高齢化や入院などでスポーツ大会など、行事への参加が少ない状況にあり、地域の身障者協会は弱体化の一途である。新会員を是非募集したいが、手帳を交付したという情報を個人情報として理由に協会が得ることができない。</p>	<p>手帳の取得者の情報が得られず、会員の勧誘に支障があるとのこと意見については、個人情報保護法や県の条例、あるいは市町村にも条例があり、法律上の縛りから個人情報公開できないことをご理解いただきたい。</p> <p>県としては、手帳を取得される方が市町村の窓口で手帳を取りに行かれる際に、各団体のパンフレット等を配っていただき、皆様の活動状況をお知らせするということが協力ができる。今年も、市町村との会議で、窓口で団体の情報を提供いただくよう、市町村に協力をお願いしたところ。</p> <p>また、高齢化等でスポーツ大会など参加者が少ないということに関して、健常者の方も一緒になってスポーツを楽しまれたらと思う。このことにより、障がい者に対する理解も深まり、団体への活動の協力も得られることになるのではないかとと思うので、会のなかで検討されてみてはいかがかと思う。</p>	<p>県障がい福祉課ホームページにおいて、各障がい関係団体情報がよりわかりやすく紹介できるよう整理・充実する予定。</p>	障がい福祉課	雲南市身障者協会	7月23日
10	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	市民後見人養成研修について	<p>地域で暮らし続けることを障がい者の、顔を知っていて近くに暮らす人が後見人になるための研修を行ってほしい。法人後見として社協さんも行っているが受け皿が小さく、後見人を受けていただけの方、一般の方に制度を周知していただくための研修をしていただけないか。</p>	<p>障がい者の方が地域で自立して生活する上で、後見人制度の普及は重要なことと認識。裁判所の公表によると、成年後見の申し立て件数は年々増加している一方で、親族による後見が減少傾向にある。このような状況から、親族以外の第三者の後見人等の受け皿が必要であるが、弁護士や司法書士など専門職の後見人は人数的に限りがあり、一般の市民の方の後見人、あるいは法人による後見を充実させていく必要がある。</p> <p>後見人の養成にあたっては、これまで高齢者サイドの市民後見事業により進められているが、障がい者については、若い方も多く、社会参加の機会も多く見込まれ、生活支援の調整も多岐に渡るため、事務を組織的に行う必要があり、法人後見の方が大事ではないかと言われている。</p> <p>こうしたことから、高齢者サイドの事業に加え、今年5月から障がい者の地域生活支援事業の制度改正により、法人後見実施のための研修事業が市町村の必須の事業となった。県も、市町村の取組状況を注目し、今後、必要があれば、社会福祉協議会とも連携しながら効果的な研修、啓発をどうすべきか検討していきたい。</p>	<p>公聴会時の回答と同じ</p>	障がい福祉課	仁寿会	7月23日
11	02雲南	06_障がい施策	01_自立支援関係	夫婦で暮らせるグループホーム	<p>グループホームで若い利用者さんは自立に向けて頑張っておられ、生活支援をしていく中で、地域で一般企業で働けるようになって、将来は一人暮らしを目指している。そのような人たちが、恋愛をし、二人で地域で暮らしたいという場合、現在、グループホームが一人でもサテライトとして認める制度となりそうだとの情報もあるが、二人で夫婦で暮らすグループホームも認めてほしい。</p> <p>結婚して二人で暮らせるのだから支援は不要と思うかもしれないが、日々の暮らしの中で見ていると、朝、車のエンジンがかからずハブニングが起きたり、自転車のチェーンがはずれどうしようもなかったなど、いろいろと支援が必要である。</p>	<p>おっしゃられたサテライト型のグループホームの制度について、具体的な要件が不明なこともあり、持ち帰って研究したい。</p>	<p>グループホームについては、各々支給決定を受けている夫婦で居室を利用する場合は、一つの居室を2人で利用することが可能となっている。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、単身等での生活が早期に見込まれる方の利用を基本として一定の利用期間を設けて支援を行う者であるため、定員が1名となっており、夫婦での利用はできないこととなっている。</p>	障がい福祉課	雲南広域福祉会	7月23日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
12	02雲南	06_障がい施策	02_精神保健	精神障がい者の家族支援等	<p>これまで、県の方から圏域事業として精神障がい者家族会支援事業としてお金をいただいていたが、今年度から市町村事業となった。当圏域では、雲南市、奥出雲町、飯南町の担当者をお願いして、これまで県からいただいた金額どおりを各市町村からいただいたが、他の圏域では、市町村が違っていると話がスムーズにいかないのではないか、懸念している。県の方で、市町村に働きかけをお願いしたい。</p> <p>次に、子どもが発達障がいの場合、親御さんも一緒に支援等をされたらと思うので、検討されたらよいのではないかと。また、自分の施設での経験から、自閉症の障がいがある方に農関係の作業をいろいろやってみてもらったが、しばらくしてやめられた。我々も指導でもう少し何とかできたかと思うが、自閉症の方は長く続けて雇用がならない。施設職員も含めて障がいの特性等の研修が必要であるが、職を転々とされる方は、障がいからそうなると思うので検討をして欲しい。</p>	<p>1点目の、家族会の活動で、市町村の境を越えた方が家族会に入っておられる場合の助成金の調整について、県でどういった調整ができるかという視点で検討中である。別の市町村の家族会に入っておられる場合でも一緒に活動できるよう考えている。</p> <p>2点目の発達障がい者への支援については、県としても、早期発見、早期支援が重要であると認識しており、各種健診や発達クリニックで早期発見をして、適切な医療につなげていくよう取り組む。</p> <p>3点目の自閉症の障がい者の方への就労支援については、確かに障がいのある方が一旦就労されても長く続かず離職してしまうことがある。こういった方の離職防止については、いろいろな関係機関が連携して支援していく必要があり、就業・生活支援センターという機関もあるので、このセンターにも関わってもらいながら、個々のケースにより支援していく必要があると思う。</p>	<p>昨年度まで県事業として実施していた精神障がい者の家族に対する支援事業は、今年度から市町村の地域生活支援事業として実施されることになった。県からも市町村へ説明を行い、結果として、昨年度同様の家族会への支援が市町村により行われている。</p>	障がい福祉課	雲南地域家族会連合会	7月23日
13	03出雲	06_障がい施策	01_自立支援関係	農業分野における障がい者雇用について	<p>農業分野の障がい者雇用については、先日、農業技術センターでの研究発表会を開いたが、農業の技術的な支援については、仕事を断片的に分けて、知的障がい、精神障がい、それぞれが適応できるようにしていた。今後は、施設外、一般農家へ派遣して農家での作業の研究を、引き続いて行うとのことだったが、健康福祉部サイドでは、今後、どのように考えているのか、新たな支援策ということをお聞かせいただきたい。</p>	<p>この農業と福祉の連携は、昨年度、健康福祉部から農林水産部に働きかけて、農福連携事業として展開しているもの。障がいの方が地域で自立していくためには、経済的な自立も必要で、一般就労に向けた支援が大切であるけれども、一般就労に結びつかない方は、就労支援事業所の賃金レベルでの就労となる。この事業所の賃金レベル、いわゆる工賃を引き上げていこうと、農業部門とタイアップし作業の受託をする、あるいは自前の農場を事業所が整備し栽培して、それを加工して販売する、こういうところで工賃をアップできないかと考え始めたもの。一方、農業サイドでは、農業経営者が高齢化されている、耕作放棄地も増えるという問題があり、これを結びつけ、双方に良い方向でできないかチームを立ち上げて取り組んできた。具体的には、農業と福祉施設をマッチングする機能がなかったため、マッチング組織を農業公社のなかに立ち上げ、コーディネーター2名を委託して配置している。そのコーディネーターが、地域ごとに、福祉側のニーズ、農業のニーズをマッチングして進める取り組みをしている。先進的には、鳥取県が取り組んでおり、今後、ますます農業と福祉を結びつけていきたいと考えている。</p>	<p>農福連携の促進に向けて、農家と福祉事業所のマッチングを促進している。</p> <p>また、福祉事業所向け、農家、行政向けに、それぞれ農福連携の事例紹介及び現場での実地研修し、70名を超える会場もあり、予想を上回る参加者に研修いただいた。</p> <p>引き続き、マッチングと研修を重ね、事業の推進を図る。</p>	障がい福祉課	出雲市手をつなぐ育成会	8月2日
14	03出雲	06_障がい施策	02_精神保健	精神障がい者の理解について	<p>差別やいじめの問題がでるが、精神障がいに関してはかなりあるように思う。精神障がいについては、お医者さんも患者さんも友達関係にならないとなかなか支援はできないと思うが、何か社会と家族とお医者さんとばらばらな感じがする。</p>	<p>障がいのある方への福祉サービスは年々充実してきていると言う声もいただいている一方で、周囲に偏見や差別があり、なかなか住みづらい、この点を何とかしないと本当の意味での地域生活ができないということも、障がいのある方あるいは家族の方から聞いている。誰も心のバリアフリーを実現しないと、本当の地域生活は難しいと思う。県では、障がいのある方の特性を理解して、困っている方にちょっとした手助けを実践していこうとあいサポート運動に取り組んでいる。小さなグループでも結構なので、障がいの方を手助けしようと思われれば、最寄りの社会福祉協議会に申し込んでいただければ、講師を派遣し、必要な研修を行う。障がいのある方への理解を深めてもらうため、このあいサポート運動を、県民運動の輪を広げていきたいので、みなさんもよろしく願います。</p>	<p>公聴会時の回答と同じ</p>	障がい福祉課	出雲地区家族会連絡協議会	8月2日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
15	04県央	06_障がい施策	04_失語症施策	失語症への理解について	失語症の人は、常に1人で出かけたと思っている。でも、話せない、書けない、読めないと言う理由で、家族などが一緒になければ出かける事をためらって、それが、引きこもりの原因となっている。失語症の人はもっと外に出て、いろんな人とコミュニケーションを取りたいと思っている。でも、上手に理解をしてあげなければ、空回りしてしまう。今までも、友の会では会場を圏域に移して勉強会を数回やってきましたけど、なかなか浸透しないのが現実。マスコミから失語症とは、と聞かれたこともある。そこで、介護関係、福祉関係、行政関係など、失語症の人とかかわりのある各職場で、コミュニケーションの取り方などの勉強会の開催を要望する。	平成25年5月に、国の地域生活支援事業実施要綱が改正され。新しい実施要綱の中に、障がい者等に対する理解を深めるため「理解促進研修・啓発事業」、並びに障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行うための「自発的活動支援事業」が新たに市町村の必須事業として追加された。地域生活支援事業とは、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するもの。失語症への理解・啓発や自発的活動支援の取り組みとしての勉強会などを、本事業の活用が出来ないか、お住まいの市町村にご相談いただきたい。また、県では、障がいのある方の特性を理解して、困っている方にちょっとした手助けを実践していこうとあいサポート運動に取り組んでいる。障がいのある方への理解を深めてもらうため、このあいサポート運動を、県民運動の輪を広げていきたい。	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	大田圏域失語症友の会	8月20日
16	04県央	06_障がい施策	03_障がい児者支援	障がい児者施策について	精神障がい者アウトリーチ推進事業として、一昨年も質問をしたと思うが、我が国の精神障害者の入院患者数は世界一となって、一向に拉致のあかない状況が続いている。島根県に於いても精神科のベット数は同じ状況で進んでいる。その現実について、県執行部はどう考えておられるのか。 また、平成25年4月より、障害者総合支援法が施行され狭間の難病患者さんの支援体制が施行されることになった。そこで、大田圏域の特定相談支援事業の計画策定が同時に進行している。今は大田圏域では、清風園と亀の子で実施しているが、なかなか追いつかない状況が発生している。 次に、在宅の障がい児支援サービスへのニーズは年々増加しており、特に今年度から障がい児通所支援事業として、かめっ子クラブを立ち上げたので、併せて、携わる側の研修の必要性を痛切に感じている。そこで、その研修についても、何かいい手立てがないものか、お聞きしたい。 最後に、障がい者の就労支援について、大田市では、6団体と大田市とで、NPOふくしねっとわーくにじを立ち上げており、県当局より多大なる支援いただいているところ。何とか格あるものにと努力している。 障がい者の就労についても、大田圏域では、協力事業所が続き、ジョブ亀の子の努力を賞賛している。その一つが、郡言堂の「石見銀山生活文化研究所」に平成25年7月1日より2名の統合失調症の方を正規雇用していただいた。ちなみに、郡言堂さんは、浜田の桑の木園へ張子の「守り鬼」さんを発注し、全国に販売している。美郷町の邑智園には、新聞紙による包装紙の作成を発注し、その素材が好評で、全国に包装紙が使われている。	厚生労働省によれば、全国精神科病床数は平成17年度に354,296床であったものが平成23年度には344,047床に減っている。同様に島根県では平成17年度に2,602床であったものが平成23年度には2,457床に減っており、平成24年12月時点では2,376床と、さらに減っている。この状況については、「入院」から「地域」へという基本的な考え方にに基づき、様々な地域移行の取組が展開された一定の成果と認識しているが、一方で地域の社会資源がまだまだ不足している中で、認知症の方を精神科の病床で受け入れざるを得ないなど、劇的な病床減にはつながりにくいという事情もあると考えている。来年度4月に施行される改正精神保健福祉法に基づき、現在国においては「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」の作成が行われている。この指針では、入院の長期化を防ぐため、地域移行のより一層の推進方策も検討されると聞いており、これにより精神科の病床も今まで以上に減っていくのではないかと考える。 サービス等利用計画について、平成26年度末までに、全ての障害福祉サービス利用者に対して、サービス等利用計画の策定が必要とされている。島根県のサービス等利用計画は、平成25年5月末現在の策定数が2,121件で、サービス利用者1万人当たりの計画策定数は2月時点で、山口県に次いで全国第2位という状況。非常に頑張ってもらっていると思うが、来年度末に向かって、約8千人分の計画策定が必要な大変な状況と認識。今後、個々の障がい者の方の地域生活を支える、質の高い計画となることが重要であり、量への対応とともに質の確保ということも課題と考えている。こうしたことから、県としては、市町村が地域の相談支援事業が緊密に連携して、効果的に計画作成支援が進められるよう、相談支援アドバイザーの派遣や各圏域の相談支援コーディネータを配置するとともに、県の東西部で市町村職員と相談支援事業者等を対象にした意見交換会等を開催しているところ。引き続き、県内状況を把握しながら、市町村の取組を支援していく。 障がい児通所支援事業所等の支援者への研修について、これまで障害者自立支援法において実施されていた児童デイサービスは、障がい児支援の強化として、平成24年度より児童福祉法における「障がい児通所支援」として位置づけられた。就学前の児童を対象とする「児童発達支援」に加え、小学生から18歳未満を対象とする「放課後等デイサービス」や「保育所等訪問事業」などが新設されている。県内においては、「児童デイサービス」は平成24年3月時点で19か所であったが、障がい児通所支援事業所として平成25年6月には33事業所と、14事業所も増えている。研修については、より質の良いサービスを提供する上で非常に大事なことであり、平成25年2月には、障がい児通所支援事業者を対象にした研修会を出雲で1回開催した。今後は、発達障害者支援センター「ウィッシュ」が主催する研修会等についても、障がい児通所支援事業者にも積極的に周知を行い、支援者の専門性向上を図っていきたい。 障がい者の就労支援について、昨年度、島根県内なかぼつセンターを経由しての障がい者の就職件数は186件で、大田圏域では29件の就職件数で、出雲圏域の46件、松江圏域の30件に次ぐ実績をあげておられ、多大なご苦労がおりだったと思う。また、職場定着支援に関しても、中山間地域が広がる圏域を良くフォローいただいていると感じている。工賃向上に関しても、共同販売組織「にじ」など先駆的な取組をされる他の地域の模範となる活動をされていると評価している。	先般、国においては、改正精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針案」のとりまとめが行われた。この指針では「精神科病床の機能分化を段階的に行い、人材・財源を効率的に配分するとともに、地域移行を更に進める。結果として、精神科病床は減少する。」という方向性が示された。 具体的な方策の検討はこれからであるが、県としては国の動きを注視しつつ、指針に沿って今後の施策を展開していきたいと考えている。	障がい福祉課	亀の子	8月20日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
17	04県央	06_障がい施策	01_自立支援関係	就労支援について	最低賃金を上げて、工賃も倍にして欲しい。障がい者の就労場所を増やす。実習場所は増えたが、そのまま就労場所には、まだなっていない。	最低賃金は地域経済の動向を見ながら国が毎年見直し10月に告示をしている。現行の最低賃金は時給652円で、若干ではあるが、島根県の最低賃金は上昇。工賃については、向上対策を反映し、平成24年度実績では前年を10%上回る17,154円となっている。島根県の工賃向上計画では、平成26年度末の目標を18,024円と設定している。目標を達成できるよう引続き向上対策のため補助金等による支援を行っていく。 昨年度、島根県内なかぼつセンターを經由しての障がい者の就職件数は186件で、大田圏域では29件の就職件数で、出雲圏域の46件、松江圏域の30件に次ぐ実績をあげておられる。まずは実習の受け入れ企業を増やし、障がい者雇用に理解をいただく企業を増やしていくことも必要。就労支援に関しては、今後も関係機関と連携を図り推進していきたい。	島根県の最低賃金は、今年度、664円と前年度比12円のアップとなった。工賃の向上については、県の補助事業による支援を継続して行っている。	障がい福祉課	三瓶友の会	8月20日
18	05浜田	02_地域医療対策	02_医療従事者	看護師の確保対策について	看護師の確保対策について当施設は悩んでいる。夜間保育については、全国の企業内保育が採算があわないということで撤退しているなか、一企業、施設に夜間保育を任せておくのはいかがかと思っている。それから、看護師を辞めていく理由に子育てや介護の問題を抱えていることがあるようだ。子どもや認知症の親御さんを持っていても、看護師の仕事ができるようにするにはどうしたらよいか。	看護職員確保対策について、県は従来から4本柱で確保対策を行っている。一つが県内進学への促進。民間の看護師等養成所に運営費を助成したりガイドブックを作ったりしている。二つ目が、県内就業の促進。学校・養成所を卒業後、県内の医療機関、あるいは介護施設等に勤めていただくため、看護学生就学資金の貸与や病院ガイドブックの発行などを行っている。三つ目が離職防止。勤務環境の整備をするということ。例えば子育てをする場合、病院に院内保育所があればそこに子どもさんを預けて看護師の仕事が続けられる。そういう方が結構いらっしゃると思うので、院内保育所の整備についての助成をしており、23年度3ヶ所、24年度3ヶ所、院内保育所が整備された。四つ目が再就業の促進。何らかの理由で一旦看護の職を離れた方が、再度勤めてみよう、復帰しようという時に、いきなりはというのがあるので、3ヶ月間研修期間を設け、その期間の人件費を県が支援するという事業を今年から始めた。それからもう一つ、潜在看護師の把握。看護職員さんについては、医療機関などに勤めておられる方しか把握できないので、免許を持っておられる方は届け出をするような流れにと変わりつつある。それにより連絡先が把握できれば、いろいろ働きかけもでき、再就業の促進につながるものと期待。病院内保育所について、現在53病院中17病院が設置。その内24時間保育を行っておられるのが10病院という状況。 また、認可保育所といわれる保育所の夜間保育の制度は、これは、まず保育所開所時間おおむね11時間ということにしており、午後10時までというのがベース。それに延長保育を前後6時間ずつつけられトータルで23時間はあけられるというのを制度的には想定しているということ。実態としては県内に3ヶ所夜間保育をやっているところがあり、一番長いところで朝の8時から夜中の2時くらいまでというかたちでやっておられる。これも一定程度需要がないとなかなか夜間保育は成り立たない。県内の3ヶ所の定員でいいますと45人のところが1ヶ所、20人定員が2ヶ所ということになっている。病院の方がどういうふうに行っておられるかということで、毎日24時間というのはなかなか難しいようで、24時間対応する日を決めて、その日にそういう保育が必要な親御さんのシフトを夜勤に持っていくということで調整をしながらやっておられる。	<p>[看護職員確保]</p> 看護職員が、子育て・介護をしながら仕事が続けられるように、労働局や看護協会などの関係団体と連携し、医療機関へアドバイスを行うなど看護職員の勤務環境の改善を図ってまいります。	医療政策課 高齢者福祉課 青少年家庭課	西部島根医療福祉センター	8月8日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
19	05浜田	06_障がい施策	07_その他	障がい者の制度と介護保険制度について	<p>障がいを持たれている人というのは、従来の制度では生活介護だが、それが65歳になって介護保険の適用というところでごっそり対応が変わってくる。介護保険で高齢者とかを考えてみると、介護保険は例えば70、80になったときにこうなっていくということを想定していろいろなことを対応されているけれども、生活介護の中では障がいがある人たちが介護の対象になっているが、そここのところの入口というか65歳前後あたりの障がいを持っておられる人たちについて十分今の仕組みが適用しているのか、対応できているのかということも少し不安なところがある。また行政の方たちも、もっと関心を持っていただけたらいいと思う。おそらく入り口の方で、しっかりと判断でき、いろいろな物事ができて、体もしっかり動くような方たちが65になった途端に介護保険にということで少し不便なところもあったりする可能性があるのも、また興味を持ってきていただければと思う。</p> <p>また、6月の終わりごろに山陰中央新報に報道があって、潜在障がい者みたいな話があって、障がいをお持ちになりながらピックアップされていないとか、手帳も持たれない方、病気や怪我のために買い物や排泄・掃除など日常生活に困難を感じながら、障がい者としてあたっていただけない方たちが日本中だと132万人おられるというようなこと山陰中央新報社に出てい。こんなことがあるのかなと思ったのだが、島根県の方にもおそらくいきわたらない、そういう認識が持てない方たちも何人かおられるのではないかなと思うので、また行政側から力添えしていただければよいと思う。</p>	<p>確かに65歳になると障がい者の方、法律の適用として優先されるのは介護保険の方になる。今ご指摘があったように、障がい者の方はやはり健常者の方と違った特性があるので、その特性に対応するにあたって、私の記憶のところでは介護保険で足りない部分は障がい福祉サービスを適用するという扱いになっているはずですので、そこあたりで調整する部分があればおそらく対応可能ではないかなと思っています。</p> <p>もう一つ潜在障がい者のお話だが、これも6月の終わりぐらいに全国で推定で132万人いらっしゃるだろう、その内高齢者の方が77%ぐらいだという記事が載っていました。これは制度が十分伝わっていないというようなところがあると思うので、今後やはりそうした介護保険のヘルパーさんといった方々に対しても、障がい福祉サービスの研修をしたり、障がい福祉制度の周知ということに力を入れてやっていきたい。それから、相談支援の充実ということも必要になってくるし、それから132万人というすごい人数で、こういった方々が福祉サービスを利用されるということになると、サービスの提供体制の整備といったことも考えていかなければいけないことになってくるので、今後の障がい福祉計画等を立てる中でもこういった要素を考慮に入れながら対応していかなければいけないだろうと思う。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	西川病院	8月8日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
20	06益田	06_障がい施策	03_障がい児者支援	重度心身障がい児者への医療・生活介護について	<p>益田圏域には重症心身障がい児者に対する専門医療機関・施設がないため、他圏域に比べサービスを受けるのに困難・不便性が高い。現状としては、医療面では山口県、県内では江津の島根整肢まで重心の子どもさんは利用されている。リハビリに行ったり、ショートステイを使ったり、手術とか。生活介護の方でいうと、専門の施設がないので、重心の専門の先生がいないので、市内の希望の里さんとか、あいの里さんとか、いろいろところが一生懸命サービスを提供されている。施設側としてマンパワー、特に看護師さんの確保の困難性、あとハード面、そういう方が来られたときの狭あい性の問題とか、十分なベッドを確保できる場所がないとか、いろいろ苦慮されている。そのあたりについて施策を是非取り組んでいただきたいというのが大きな内容。重症心身というのは、重症とあるようにほとんどが重度の肢体不自由、歩けないとか手足に麻痺があるということで重度の障がいと重度の知的障がい、重度の両方の障がいがある方である。重症ということで、どういうことができるか。とりあえず、医療が先で、それに教育が乗ってきて、療育という言葉が出てきたわけだが、それに在宅などで生活指導が多くなってきたということから福祉が乗ってきたということで、歴史的に3層になっているわけである。益田の場合、いかんせん医療現場に重心の方の医療がなかったということで、益田自体のベースができない。そういう面で、県と市の方でタイアップしていただいて、そういう子どもさんのことをどう考えるか、自立支援協議会もだが、一緒に考えていきたい。</p> <p>お母さんが自分の子どもについて知って欲しいということで、今日、資料の一つつけた。同じ障がいの兄弟のお子さんがおられるので、お母さんは車に2台車いすを乗せて走っておられる。サービスの利用計画をあいの里さんで作成され、資料にあるとおり、サービスとして生活介護週1回あゆみの里、週2回あゆっこ益田行っておられ、医療型短期入所・通院リハビリが江津の西部島根医療センター。かなり重度のお子さんだが、お母さんは江津まで出掛けられるという状況。その移動支援にポケットプラザさんという業者さんに、日中一時的にヘルパーさんがみられるのが週2回。これだけのサービスを受けておられる。これが高齢者福祉と障がい者福祉の違いで、障がい者の場合はその人の年齢とか、課題とかによっていろいろところが連携しないといけないということがすごくある。高齢者の方は穏やかに過ごしていくということがメインになると思うが、障がい者の場合、いろいろな人に来て、いろいろな地域を知って、いろいろな体験をするということが年齢によっても大事なことになるので、お母さんもこういうかたちでいろいろなところと係わって嬉しいということを是非伝えてほしいと言っておられた。カレンダーを見られて分かるように、こういうのを1年間だけでなく10年、20年やっていかれる。他の圏域とは全然違い、益田は障がいを持った人の施設が少ない。重心の施設は本当に少ない。ほとんど今までは江津とか松江に出て行って何十年も暮らしておられる。養護学校ができたので、今は在宅で見られるようになってきているので、そこのバックアップをしてもらいたい。圏域全体をみておられると思うが、益田圏域は児童の施設は本当はない。乳児院もなければ養護施設もない、障がい児施設もない。何もなしどころなので連携していかないといけないし、施設もできるかもしれないと思うので、いろいろな面でバックアップしてもらいたいと思っている。</p>	<p>お話があったように重症心身障がい児者のご家族のご苦労は、我々の想像を絶するものであると認識している。提供資料にもあるとおり、一週間のスケジュールも非常にきめ細かく、いろいろな支援をしていかなければならず、支援にかかわるサービスもいろいろな機関と連携をしながら生活を支えていらっしゃるということで、大変なご苦労がこの資料から伺える。益田地域の重症心身障害者向けのデイサービスとか炭吸引などのサービスを提供している施設はほんの教えるほどしかない状況である。とりわけ益田市の地域支援協議会では短期入所、ショートステイを何とかしてもらえないかということで、私どもも相談なり支援の要請を受けているところ。島根県では重症心身障がい者在宅サービス提供体制整備事業を持っており、医療ケアの度合いが比較的低い福祉型の短期入所などを行う事業所において、看護職員等を雇用される場合に、人件費を補助することでマンパワーの確保の支援をさせていただいているところ。益田市内の事業所でも、この事業を活用していただいている。一方で医療的ケアの度合いの非常に強い重症心身障がい者の方に対しては、病院等の医療機関でない短期入所の受け入れは難しい状況があるので、先ほどの人件費の補助に加えて、病院などの医療機関において、例えば空床を利用してショートステイを受け入れてもらうことが考えられないかということの一つ方法論として思っている。昨年度、空床利用型事業所の制度を利用して益田圏域のいくつかの医療機関に福祉型のショートステイを開設していただけないかと打診した。働きかけはしたが、やはり小児科医等のバックアップがないとなかなか難しい、十分ではないということで現時点では実現に至っていない。私どもとしても、今後とも益田市の自立支援協議会の皆様と意見交換、情報交換をしながら引き続き市と一緒に空床型といったところのサービスの開拓に努めたいと思うのでご理解願う。</p>	公聴会時の回答と同じ	障がい福祉課	ポコ・ア・ポコ	10月31日

平成25年度圏域別地域公聴会の概要 [障がい施策]

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問の概要	公聴会時の回答の概要	公聴会後の対応状況等	担当課	意見者	開催日
21	06益田	06_障がい施策	03_障がい児者支援	福祉医療費助成制度について	<p>福祉医療について、いろいろ制度化されているが、小泉改革のときに制度改革がされているわけだが、療育手帳を持っている方でも自己負担が1割と3割がある。3割分について昨年の11月、溝口知事が見直しを行うということで、協議されているようで、その試案等入手しているが、できるだけ自己負担の軽い方向での検討を是非お願いしたい。それから、重度重複障がいについて、さきほど、お話があった。日赤が建て替えられることになっており、江津まで今は通わなくては生きていけないような重度重複障がいの方がかなりおられる。通院自体車に乗せるのは大変で、2時間通って走ると本人の負担が大きいので途中休憩したり、休憩するのもおむつを替える場が必要だということで大変。病院に着くと、車から降ろすのが大変。また同じことを帰りもしないといけない。負担が大きいので、近くにあると非常に助かると思う。日赤というのは無理かもしれませんが、是非そういうことの検討をお願いしたいと思う。</p>	<p>福祉医療費助成制度については、現在見直しについて県と市町村で協議をしているところ。見直しのポイントとしては、自己負担の限度額を引き下げること、現在対象になっていない精神障がい者を対象に加えるという2点。ご指摘のように、当事者にとっては負担ができるだけ少なくて、対象者も広がるようにという思いは理解できるが、一方でこれもご指摘にあったように県も市町村も財政状況がまだまだ厳しい中なので、どの程度までできるかということについては、市町村の方と十分協議をさせていただきたいと思う。</p> <p>それから、重症心身障がい者の皆さん、江津まで通われるというご負担であるが、益田の日赤病院ではどうかというお話もあったが、今のところ益田の日赤にそうした機能を持つということにはなっていないと承知している。したがって、できるだけ近場の医療機関において、空床を利用してショートステイなどを受け入れていただくといったことを考えていきたい。通院に係わる肉体的、精神的、経済的ご負担も多々あるかと思っているので、そうした部分を少しでも福祉医療の見直しというところで支援の充実が図れればと考えている。</p>	<p>福祉医療費助成制度の見直しについては、実施主体である市町村をはじめ関係者の意見を踏まえ、平成26年10月1日から自己負担限度額の引き下げと重度精神障がい者の対象への追加を行うこととした。</p>	障がい福祉課	益田市手をつなぐ育成会	10月31日